申込区分について

市営住宅の入居者募集は、

- **親子近居住宅**

  「親子セット向け」

  「子世帯向け」

  「親世帯向け（単身者申込可）」
- **若者夫婦・子育て世帯向け**
- **単身者向け**
- **一般世帯向け**

の申込区分が設定されています。

各区分には、入居収入基準の異なる住宅種別〔公営住宅、改良住宅〕があり、申込みには住宅種別ごとに設定されている入居収入基準を満たしていることが必要です。

詳細については、各区分の最初のページに記載されている申込資格と23ページの入居収入基準表をご覧ください。

なお、「一般世帯向け」の申込区分には、「若者夫婦・子育て世帯向け」の申込資格を有している方も申込可能です。（ただし、申込は１世帯１件に限りますので複数の申込区分に申し込むことはできません。）

また、「単身者向け」以外の申込区分については、「大阪市ファミリーシップ制度」に基づく「ファミリーシップ宣誓書受領証」の交付を受けたパートナー等がともに同一の世帯で入居することが可能です。

※　大阪市では、大阪市人権尊重の社会づくり条例に基づき、一人ひとりの人権が尊重され、その自己実現をめざして生きがいのある人生を創造することができる自由、平等で公正な社会の実現に向けて取り組んでいます。

単身者向け区分の申込みについて

１．精神障がいがある方

申込みされる方は、常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の必要な支援を受けることができ、かつ単身で自活ができることが必要です。

（注）当選後、必要に応じて大阪市こころの健康センターにおいて面談を行い、上記に該当する方であることを確認します。

２．知的障がいがある方

申込みされる方は、常時の相談対応や緊急時における医療機関等への連絡等の必要な支援を受けることができ、かつ単身で自活ができることが必要です。

（注）当選後、大阪市福祉局障がい者施策部障がい福祉課（06-6208-8081）において面談等を行い、上記に該当する方であることを確認します。